

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2020年10月1日現在

～2020年10月31日

2020年11月1日～

目次（略）	目次（略）																								
第1条（略）	第1条（略）																								
（用語の定義）	（用語の定義）																								
第2条（略）	第2条（略）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～13（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>14 イーサネット利用回線</td> <td>当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編に限り ます。）に規定する契約者回線等（令和2年7月1日付で Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定する イーサネット通信サービスから契約移行したものに限り ます。）であって、第6種シェアードIP-PBX契約に 係るもの</td> </tr> <tr> <td>15～25（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>26 第6種シェアードIP-PBX利用回線</td> <td>第6種シェアードIP-PBXサービスに係るUniversal One利用回線、IP通信網利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線又は特定加入者回線</td> </tr> <tr> <td>27～47（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～13（略）	（略）	14 イーサネット利用回線	当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編に限り ます。）に規定する契約者回線等（令和2年7月1日付で Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定する イーサネット通信サービスから契約移行したものに限り ます。）であって、第6種シェアードIP-PBX契約に 係るもの	15～25（略）	（略）	26 第6種シェアードIP-PBX利用回線	第6種シェアードIP-PBXサービスに係るUniversal One利用回線、IP通信網利用回線、 イーサネット利用回線 、IP-VPN利用回線又は特定加入者回線	27～47（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～13（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>14 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>15～25（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>26 第6種シェアードIP-PBX利用回線</td> <td>第6種シェアードIP-PBXサービスに係るUniversal One利用回線、IP通信網利用回線、IP-VPN利用回線又は特定加入者回線</td> </tr> <tr> <td>27～47（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～13（略）	（略）	14 削除	削除	15～25（略）	（略）	26 第6種シェアードIP-PBX利用回線	第6種シェアードIP-PBXサービスに係るUniversal One利用回線、IP通信網利用回線、IP-VPN利用回線又は特定加入者回線	27～47（略）	（略）
用語	用語の意味																								
1～13（略）	（略）																								
14 イーサネット利用回線	当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編に限り ます。）に規定する契約者回線等（令和2年7月1日付で Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定する イーサネット通信サービスから契約移行したものに限り ます。）であって、第6種シェアードIP-PBX契約に 係るもの																								
15～25（略）	（略）																								
26 第6種シェアードIP-PBX利用回線	第6種シェアードIP-PBXサービスに係るUniversal One利用回線、IP通信網利用回線、 イーサネット利用回線 、IP-VPN利用回線又は特定加入者回線																								
27～47（略）	（略）																								
用語	用語の意味																								
1～13（略）	（略）																								
14 削除	削除																								
15～25（略）	（略）																								
26 第6種シェアードIP-PBX利用回線	第6種シェアードIP-PBXサービスに係るUniversal One利用回線、IP通信網利用回線、IP-VPN利用回線又は特定加入者回線																								
27～47（略）	（略）																								

～2020年10月31日	2020年11月1日～
--------------	-------------

第3条（略）～第73条（略）

（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
（略）	（略）
カテゴリ-4	（略）
<u>カテゴリ-5</u>	<u>イーサネット利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの</u>
カテゴリ-6	（略）
（略）	（略）

第3条（略）～第73条（略）

（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります

種 類	内 容
（略）	（略）
カテゴリ-4	（略）
カテゴリ-6	（略）
（略）	（略）

第73条の3～4（略）

（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者若しくはCCNグループの代表者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、イーサネット利用回線に係る契約者若しくは代表者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Centerサービス契約者（Arcstar Contact Center契約約款に定める契約者をいいます。）又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。

（注）当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者として
す。

(2)～(4)（略）

第73条の3～4（略）

（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者若しくはCCNグループの代表者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Centerサービス契約者（Arcstar Contact Center契約約款に定める契約者をいいます。）又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。

（注）当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者として
す。

(2)～(4)（略）

～2020年10月31日	2020年11月1日～
<p>第73条の5の2～8（略）</p> <p>（第6種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知）</p> <p>第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3タイプ4を除きます。)</p> <p>に係る通信については、発信元のIPセントレックス番号を着信先へ通知します。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限りません。）が指定したIPセントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、カテゴリ4、<u>カテゴリ5</u>、カテゴリ6及びカテゴリ7に係るものに限りません。）に係るIPセントレックス番号に限りません。）を着信先へ通知します。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>第73条の5の2～8（略）</p> <p>（第6種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知）</p> <p>第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3タイプ4を除きます。)</p> <p>に係る通信については、発信元のIPセントレックス番号を着信先へ通知します。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限りません。）が指定したIPセントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、カテゴリ4、カテゴリ6及びカテゴリ7に係るものに限りません。）に係るIPセントレックス番号に限りません。）を着信先へ通知します。</p> <p>2～3（略）</p>

～2020年10月31日	2020年11月1日～
<p>第73条の10（略）</p> <p>（第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡）</p> <p>第73条の11 当社は、共通編第13条（IP通信網約款に基づく権利の譲渡）第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権（第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、クラウドコンピュータ通信網契約者若しくはCCNグループの代表者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、<u>イーサネット利用回線に係る契約者若しくは代表者</u>、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。</p> <p>（注）当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。</p>	<p>第73条の10（略）</p> <p>（第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡）</p> <p>第73条の11 当社は、共通編第13条（IP通信網約款に基づく権利の譲渡）第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権（第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、クラウドコンピュータ通信網契約者若しくはCCNグループの代表者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。</p> <p>（注）当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。</p>
<p>第73条の11の1～第74条（略）</p> <p>（付加機能の提供上の条件）</p> <p>第74条の2（略）</p> <p>第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に限ります。）から付加機能（IP Voice 番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、カテゴリ4、<u>カテゴリ5</u>、カテゴリ6及びカテゴリ7に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</p>	<p>第73条の11の1～第74条（略）</p> <p>（付加機能の提供上の条件）</p> <p>第74条の2（略）</p> <p>第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に限ります。）から付加機能（IP Voice 番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、カテゴリ4、カテゴリ6及びカテゴリ7に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</p>

～2020年10月31日

2020年11月1日～

第74条の3～第88条（略）

別記

1 電話番号の普通案内及び重複案内

(1) シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ5、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るもの)に限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)は、IPセントレックス番号の普通案内(1の氏名、名称又は称号につき1のIPセントレックス番号を案内することをいいます。以下同じとします。)に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表(附带サービスに関する料金)第2(電話番号案内料)に規定する普通案内料の支払いを要します。

(2) (略)

2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ5、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るもの)に限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア～ウ(略)

(2)～(4) (略)

3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ5、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るもの)に限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ5、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るもの)に限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から、普通掲載のほか、別記2(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア～イ(略)

(2)～(3) (略)

5～7 (略)

第74条の3～第88条（略）

別記

1 電話番号の普通案内及び重複案内

(1) シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るもの)に限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)は、IPセントレックス番号の普通案内(1の氏名、名称又は称号につき1のIPセントレックス番号を案内することをいいます。以下同じとします。)に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表(附带サービスに関する料金)第2(電話番号案内料)に規定する普通案内料の支払いを要します。

(2) (略)

2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るもの)に限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア～ウ(略)

(2)～(4) (略)

3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るもの)に限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るもの)に限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から、普通掲載のほか、別記2(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア～イ(略)

(2)～(3) (略)

5～7 (略)

～2020年10月31日

2020年11月1日～

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1（略）

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア～エ（略）

オ [カテゴリ-5](#)

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>580円（638円）</u>

カ～キ（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1（略）

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア～エ（略）

オ [削除](#)

カ～キ（略）

～2020年10月31日

2020年11月1日～

5-2-2 付加機能利用料

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
(略)		(略)	(略)
通信チャネル追加機能	(略)	(略)	(略)
	<u>オ カテゴリ</u> <u>5に係るもの</u>	<u>1の通信チャ</u> <u>ネルごとに</u>	<u>580円(638円)</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

5-2-2 付加機能利用料

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
(略)		(略)	(略)
通信チャネル追加機能	(略)	(略)	(略)
	<u>オ 削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

～2020年10月31日

2020年11月1日～

5-2-3～5-2-4、第2（略）

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用（略）

2 工事費の額

2-1～2-3(略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの
（略）

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	1 の 契 約 ごと に	2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	1 の 契 約 ごと に	2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

5-2-3～5-2-4、第2（略）

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用（略）

2 工事費の額

2-1～2-3(略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの
（略）

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	1 の 契 約 ごと に	2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	1 の 契 約 ごと に	2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

～2020年10月31日

2020年11月1日～

第3表～料金表別表1 (略)

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～11 (略)	(略)
12 メンバーズネット機能 (タイプ1) (略)	(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX 契約者(カテゴリ1、カテゴリ2、カ テゴリ4、 カテゴリ5 、カテゴリ6 及びカテゴリ7に係る者に限ります。) に、この機能を提供します。この場合にお いて、追加機能の提供については、料金表 に定めるところによります。 (略)
13 メンバーズネット機能 (タイプ2) (略)	(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX 契約者(カテゴリ1、カテゴリ2、カ テゴリ4、 カテゴリ5 、カテゴリ6 及びカテゴリ7に係る者に限ります。) に、この機能を提供します。 この場合において、追加機能の提供につい ては、料金表に定めるところによります。 (略)
14 理由表示値通知機能	当社は、第6種シェアードIP-P

第3表～料金表別表1 (略)

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～11 (略)	(略)
12 メンバーズネット機能 (タイプ1) (略)	(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX契 約者(カテゴリ1、カテゴリ2、カテ ゴリ4、カテゴリ6及びカテゴリ 7に係る者に限ります。)に、この機能を 提供します。この場合において、追加機能 の提供については、料金表に定めるとこ ろによります。 (略)
13 メンバーズネット機能 (タイプ2) (略)	(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX契 約者(カテゴリ1、カテゴリ2、カテ ゴリ4、カテゴリ6及びカテゴリ7 に係る者に限ります。)に、この機能を提供 します。 この場合において、追加機能の提供につい ては、料金表に定めるところによります。 (略)
14 理由表示値通知機能	当社は、第6種シェアードIP-PB

～2020年10月31日		2020年11月1日～	
(略)	B X 契約者(カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 4、 <u>カテゴリー 5</u> 又はカテゴリー 6に係るもの(付加機能(メンバーズネット機能(タイプ 1)及びメンバーズネット機能(タイプ 2))に限りません。))を利用する場合を除きます。)に、この機能を提供します。	(略)	X 契約者(カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 4又はカテゴリー 6に係るもの(付加機能(メンバーズネット機能(タイプ 1)及びメンバーズネット機能(タイプ 2))に限りません。))を利用する場合を除きます。)に、この機能を提供します。
15 (略)	(略)	15 (略)	(略)
16 IP Voice番号通知機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ5に係るものに限りません。))に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェア	(略)	16 IP Voice番号通知機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ5に係るものに限りません。))に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェア	(略)

～2020年10月31日		2020年11月1日～	
<p>ードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3(タイプ5を除きます)、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー6及びカテゴリー7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先に通知する機能</p>		<p>ードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3(タイプ5を除きます)、カテゴリー4、カテゴリー6及びカテゴリー7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先に通知する機能</p>	

～2020年10月31日	2020年11月1日～
	<p>IP通信網サービス契約約款 共通編</p> <p><u>附 則（令和2年9月9日 APS1サ第00687246号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和2年11月1日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>